

※委任状は裏面にあります。  
 ※裏面の注意書きをお読みください。  
 ※窓口に来た方は、本人確認ができる書類をご提示ください。

(宛先) 垂水市長

◎太枠の中を記入し、該当するところに✓してください。

# 戸籍・住民票・印鑑登録証明書等交付申請書

令和 年 月 日

窓口に来た方 (申請者)	※現住所をご記入ください。 垂水市	※本人による自署以外は押印が必要です。 フリガナ 氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
	※アパート名・方書も記入してください。	印	電話番号 - -

戸籍関係				
どなたのものが 必要ですか	本籍	□申請者の住所と同じ 垂水市		
	筆頭者	□申請者と同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日生		
	氏名	□申請者と同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日生		
必要な方との関係	□本人 □配偶者 □子 □父母 □孫 □祖父母 □その他( ) ※原則委任状が必要です			
使用目的	□パスポート □戸籍届出( ) □登記 □年金手続 □免許・資格 □保険請求 □裁判 □相続手続き( )の出生・婚姻から死亡 ( )と( )の 親子・兄弟姉妹・養子・( ) 関係 □その他( )			
戸籍	□謄本(全部)	通	□受理証明	通
	□抄本(個人)	通	□身分証明	通
電算化 除籍	□謄本(全部)	通	※本人以外は委任状が必要です	
	□抄本(個人)	通	□独身証明	通
平成 改製	□謄本(全部)	通	※原則本人申請です	
	□抄本(個人)	通	□不在籍証明	通
除籍・ 改製原	□謄本(全部)	通	□一部事項証明	通
	□抄本(個人)	通	□その他( )	通
戸籍 附票	□謄本(全部)	通	□抄本(個人)	通
	必要な住所( ) ~ ( )			
	□本籍・筆頭者の記載必要		□在外選挙登録地の記載必要	
使用目的( )				

住民票関係			
どなたのものが 必要ですか	住所	□申請者の住所と同じ 垂水市	
	氏名	□申請者と同じ 明・大・昭・平・令 年 月 日生	
必要な方との関係	□本人又は同一世帯員 □その他( ) ※原則委任状が必要です		
使用目的	□車の登録・廃車 □免許・資格 □債権回収 □年金請求 □金融機関 □保険請求 □保健所 □相続 □登記 □携帯電話 □名義変更 □確定申告 □ハローワーク □扶養認定 □その他( )		
必要な事項	□世帯主・続柄 □本籍・筆頭者 □在留関連 □個人番号 □住民票コード		
□住民票(世帯全員)	通	□除票	通
□住民票(個人)	通	□広域交付	通
□改製原	通	□記載事項証明	通
□不在住証明	通	□その他( )	通

印鑑登録証明書			
※印鑑登録証を提示してください。			
どなたのものが 必要ですか	住所	□申請者の住所と同じ 垂水市	
	氏名	□申請者と同じ 明・大・昭・平 年 月 日生	番号印字欄
	住所	□申請者の住所と同じ 垂水市	
	氏名	□申請者と同じ 明・大・昭・平 年 月 日生	番号印字欄
	住所	□申請者の住所と同じ 垂水市	
	氏名	□申請者と同じ 明・大・昭・平 年 月 日生	番号印字欄

市役所 記入欄	本人確認	【1点】免 個 住 身 パ 在 官 【2点以上】保 国・社・共・その他 介 年 学生証 生保 限度額 その他( ) 【番号】( ) 【番号】( ) 【確認事項】父 母 続 柄 本 籍 その他 □印鑑登録申請書添付 □異動届添付
	権限確認	委任状 社員証 戸籍 登記事項証明証 公正証書 契約書 その他( )

戸籍	円	印鑑登録	円
住民	円	印鑑証明	円
		合計	円

受付・交付
-------

□ キャッシュレス決済

※委任状は委任者（頼む人）が全てご記入ください。  
※鉛筆、消えるボールペンでは記入しないでください。

## 委任状

垂水市長 殿

令和 年 月 日

**委任者** 住所  
(頼む人) .....

氏名 印  
.....  
※自署でない場合は押印が必要です  
生年月日  
.....

私は次の者を代理人に定め、下記の証明の交付申請及び受領について委任します。

- 戸籍  戸籍附票  除籍  
 謄本（全員）  抄本（個人）
- 住民票  
 世帯全員  個人
- 住民異動届  
 転入  転出  転居
- 印鑑登録申請  印鑑登録証亡失届出
- その他（ ）

**受任者** 住所  
(頼まれる人) .....

氏名  
.....

具体的な内容がある場合はご記入ください。  
・（ ）の出生～死亡までの一連の戸籍  
・（ ）の婚姻～死亡までの一連の戸籍  
・（ ）～（ ）までの住所の履歴が分かるもの

備考

- ◎本人確認書類は、原本かつ有効期限内のものに限ります。  
◎偽り・その他不正な手段により交付を受けたものは、法に基づき30万円以下の罰金が科せられます。  
◎プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。  
◎外国人の方は、生年月日欄は西暦でご記入ください。  
◎窓口に来た方が請求者の代理人で請求する場合、次のような代理権限を証明する書類が必要です。  
○任意の代理人が窓口に来た場合／委任者が作成した委任状  
◎戸籍・住民票関係証明書の請求者について  
○戸籍／戸籍に記載されている方及びその配偶者、直径尊属（父母・祖父母）、直系卑属（子・孫）  
※戸籍関係の証明書を委任するときは、代理人に本籍・筆頭者をお伝えください。  
本籍・筆頭者に誤りがある場合は、証明書の交付ができません。  
※身分証明書は本人請求です。代理人請求の場合は本人からの委任状が必要です。  
○住民票／本人及び本人と同一世帯に属する方  
※請求する正当な理由がある場合は、上記以外の方でも請求できる場合があります。  
また、証明書によっては請求できる方が限られています。  
◎個人番号と住民票コードは法律により制限があるため、住民票に記載が必要な場合は、使用目的及び提出先を確認させていただきます。  
また、代理人請求の場合は本人宛に特定記録で郵送します。切手のご準備をお願いします。  
◎広域交付用住民票は、本籍・筆頭者は記載されません。  
◎印鑑登録証明書を申請される場合は、印鑑登録証（カード）が必要です。  
◎印鑑登録証明書を代理申請する場合は、登録者本人の印鑑登録証（カード）をお持ちいただければ、代理人としての権限が認められます。  
◎印鑑登録申請、印鑑登録証亡失届出を委任する場合は委任状に登録印鑑を押印のうえ、来庁できない理由を備考欄にご記入ください。